



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2013 JUNE / 146号

★ 商標の観念類似 ★

2つの商標が類似するかどうか検討するとき、外観、称呼（発音）、観念（意味・内容）のうち一つにでも類似すれば、原則としてそれらの商標は類似であるということは、どの教科書にも書いてありますし、実務界において浸透している考えです。しかし、拒絶理由通知書においては称呼類似を指摘されるのが圧倒的であり、外観類似や観念類似だけを指摘されることはまずないといっても構いません。それもそのはずで特許庁の商標検索データが称呼によって構成されているからです。

しかし、外観類似や観念類似は決して過小評価してはならず、事実、審判や裁判でこの問題がしばしば浮かび上がってきます。類否判断の感覚を身に付けていただきたいと思い、以下に観念類似の実例を列挙します。これらの中には必ずしも観念類似だけでなく、略称されたときの称呼類似の問題ととらえることもできるものも多くあります。以下の表において、＝は類似、×は非類似の意味です。

事件番号	商標 1	類否	商標 2	指定商品・役務
H22(行ケ)10152	名奉行金さん	=	遠山の金さん	28 遊戯用具等
H22(行ケ)10335	天使のチョコリング	=	天使	30 菓子等
H21(行ケ)10052	天使のスイーツ	=	エンゼルスweets	30 菓子等
H21(行ケ)10071	肌優	=	優肌/ゆうき/YU-KI	3 化粧品等
判定 2011-600046	平清盛	=	清盛	30 菓子等
不服 2011-15468	梅酒日和	×	日和/ひより/ヒヨリ	33 梅酒等
不服 2011-2501	宇宙のくつ下	×	宇宙	25 靴下
不服 2011-7797	サラサラ生活向上委員会	×	さらさら生活	29 食用油脂等
不服 2011-4915	すっぴん&野菜	×	素颜野菜 スッピンヤサイ	3 化粧品等
不服 2010-15007	ユニヴァーサル法律事務所	×		45 法律事務等
異議 2008-900415	天使のリング	=	天使の輪	3 化粧品等
H14(行ケ)377	ふぐの子	=	子ふぐ	30 菓子等
H13(行ケ)122	伏見の龍馬	=	竜馬	33 日本酒等
不服 2010-8766	クルミっ子	×	信濃のくるみっ子	30 焼き菓子
不服 2009-11920	阿蘇の大地の恵み	=	大地のめぐみ	30 菓子等
不服 2009-13396	Afternoon Tea	×		35 紅茶の小売等
不服 2009-17019	北海道味物語	×	味ものがたり	30 菓子等
不服 2008-9472	改運印鑑	=	改運	16 印鑑
不服 2007-11757	まなびネット	×	子どもの学びネット	41 知識教授等
異議 2007-900133		=	ペンギンのお散歩	30 菓子等
不服 2007-21919	キレイを履く	×	キレイを履こう!	25 履物等

↓

事件番号	商標 1	類否	商標 2	指定商品・役務
不服 2007-32741		=	海苔の花	29 海苔
H20(行ケ)10295	Sportsman. JP	×	SPORTSMAN/ スポーツマン	25 被服等
不服 2006-90091	FRUITS STORY	×	果実物語	30 菓子等
不服 2006-24015	海からの恵み	=	海の恵	29 加工水産物
不服 2006-9384	おとなの旅空間	×	おとなの旅時間	16 印刷物等
不服 2005-90602	MOON/ムーン	×	月	33 酒類等
異議 2005-90611	ようせい/妖精	×	フェアリー/FAIRY	3 化粧品等
不服 2005-90222	星	×	スター/STAR	9 電子機器等
不服 2003-1160	大地からの恵み	=	大地のめぐみ	30 菓子等
不服 2003-19559	コメの郷	×	米のふるさと	33 日本酒等
不服 2003-23661	想い出博物館	×	思い出ミュージアム	41 美術品展示
不服 2003-90799	フライ名人	×	揚げ名人	29 食用油脂等
無効 2001-35069	カラダバランス	×	BODY BALANCE	32 清涼飲料等
不服 H11-5958	セサミ工房	=	ごま工房	30 菓子等
H06(行ケ)77	関ノ孫六	=	孫六	30 菓子等

次のような疑問がわくかもしれません。「阿蘇の大地の恵み」と「大地のめぐみ」が類似なのに、「北海道味物語」と「味ものがたり」が非類似なのはなぜか。「梅酒」に関して「梅酒日和」と「日和/ひより/ヒヨリ」が非類似なのに、「印鑑」に関して、「改運印鑑」と「改運」が類似なのはなぜか。

それに対して明快な回答はできそうにありません。通常の出願審査では個々具体的な背景事情（たとえば、商標の著名性、取引の実情、業界の慣例、など）は勘案されることが少ないのに対して、審判や裁判では当事者の主張を通じてそれらが強く前面に押し出されます。そのため、前記のような一見すると互いに矛盾するような審決や判決がしばしば行われるというわけです。興味のある事例については審決や判決の全文をお読みになることをお勧めします。

当所では、商標の事前調査のご依頼をいただいたときに「平清盛」と「清盛」のようにすぐ連想されるものであるときは自発的に関連商標も併せて調査しますが、すぐには思いつかないような観念類似もあり得ます。もし皆様の方で心当たりがある他人の商標をご存知のときにはぜひお知らせいただきたいと思っております。